

玉村町最低制限価格制度要領

平成22年3月29日

要領第2号

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事の競争入札において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び玉村町財務規則（平成12年規則第7号。以下「同規則」という。）第132条第1項（第142条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定によりあらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 契約担当者（同規則第2条第1項第4号に規定する者。以下同じ。）は、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が2,500万円未満の建設工事を対象に最低制限価格を設けることとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建設工事については、最低制限価格を設けないものとする。

- (1) 自治令第167条の2第1項第1号から第7号の規定により随意契約による工事
- (2) 解体工事
- (3) 契約担当者が特に認める工事

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、失格とする。

(最低制限価格調書の作成)

第4条 契約担当者は、第2条第1項の規定により最低制限価格を設けるときは、最低制限価格調書(別記様式)を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

2 契約担当者は、開札の際、前項に規定する最低制限価格調書を開札の場所に置かなければならない。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 契約担当者は、入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格を設けていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定したときは、入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

(公表)

第7条 契約担当者は、前条第2項の規定により通知した後、速やかに最低制限価格を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する

別記様式(第4条関係)

最低制限価格調書

工 事 名	
-------	--

(1) 設計金額等

設 計 金 額	円
予 定 価 格	円

(2) 第3条第1項各号に掲げる額の合計額

直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額	円
共通仮設費に10分の9を乗じて得た額	円
現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額	円
一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額	円
合 計 額	円

(3) (2)の合計額と比較する額

予定価格に10分の9を乗じて得た額	円
予定価格に10分の7を乗じて得た額	円

(4) 最低制限価格

(予定価格 %)

最 低 制 限 価 格	円
入 札 書 比 較 価 格	円

上記のとおり最低制限価格調書を作成する。

平成 年 月 日

契約担当者

印

※(1)から(3)及び入札書比較価格に記載する額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。